

## 宇和島市林野火災消防計画作成業務委託 仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、宇和島市（以下「本市」という。）が実施する宇和島市林野火災消防計画作成業務（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 2. 業務の目的

本業務は、災害対策基本法第42条の規定に基づく宇和島市地域防災計画（風水害等対策編 P.28）で別途定めるとしている「林野火災消防計画」を新たに作成し、庁内部署の役割を明確にするとともに、消防、自衛隊、警察等の関係機関と連携し、火災の予防及び応急活動体制を構築するものである。

### 3. 業務の名称

宇和島市林野火災消防計画作成業務

### 4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5. 関係法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、関係法令等に基づいて実施するものとする。

### 6. 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料の収集・整理
- (3) 構成案の検討
- (4) 計画の作成
- (5) 関係機関、関係部署との調整会議
- (6) 成果品の作成
- (7) 打合せ協議

### 7. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務の遂行にあたり、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料の内容を十分把握し、業務実施にあたっての技術的方針及び作業日程について検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

#### (2) 資料の収集・整理

本業務の実施にあたり、国の防災基本計画や関係法令に加え、愛媛県地域防災計画、宇和島市地域防災計画、市及び関係機関の組織体制・連絡系統、既存マニュアル

類、協定等の収集・整理を行うものとする。

(3) 構成案の検討

宇和島市や他地域において過去に生じた火災の事例を踏まえ、宇和島市における林野火災の被災シナリオ及び現時点の体制による対応シナリオを作成し、タイムライン形式で取りまとめるものとする。

また、整理したタイムラインをもとに、林野火災対応計画の構成案を検討する。

(4) 計画案の作成

林野火災の予防及び火災発生から鎮火後にかけて、庁内各部署や、消防・消防団の関係機関が活用することを想定した林野火災対応計画案を作成するものとする。

(5) 関係機関、関係部署との調整会議

前述の計画をもとに、必要に応じて、関係機関との調整・協議の支援を行うものとする。

(6) 成果品の作成

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ・宇和島市林野火災消防計画（電子データを含む） | 1式 |
| ・業務報告書（電子データを含む）        | 1式 |
| ・その他関係資料                | 1式 |

(7) 打合せ協議

業務の着手、完了報告時以外に、3回程度の打合せ（WEB会議で開催可能な場合は積極的に採用）を実施するものとする。

受託者は、本市職員と打合せを行った内容について、議事録を作成し、これを提出しなければならない。

8. 人員体制

受託者は、本業務の遂行にあたり、事業実施責任者を配置するものとする。

なお、事業実施責任者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

事業実施責任者は、同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

同種：事前復興計画策定業務、復興計画策定業務、地域防災計画策定業務

9. その他注意事項等

- (1) 本業務の実施にあたっては本仕様書、業務委託契約約款及び宇和島市契約規則に基づき行うものとする。
- (2) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは、必要に応じて随時行うこと。
- (3) 計画等の成果品は、委託者に帰属し、委託者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

- (4) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本業務を通じて知り得た情報を他に漏らし、若しくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とすること。
- (6) 本仕様書について定めのない事項に疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、委託者と受託者間で協議の上、定めるものとする。